



## 図書カードの申請を受付けます

# 令和2年度歳末たすけあい運動 遺児見舞事業のご案内

歳末たすけあい運動の一環として父母（いずれかまたは双方）を亡くされた区内在住の児童・生徒へ図書カードを贈呈します。

### 《 対象者 》

足立区内在住で、父母（いずれかまたは双方）を令和元年12月1日から令和2年11月30日まで亡くされた方で、以下の①または②に該当する方

- ①令和3年3月31日時点で、18歳以下の方  
（平成14年4月2日以降に生まれた方）
- ②令和3年3月31日時点で、20歳未満で高等学校在学の方

### 《 見舞品・贈呈方法 》

対象者1名につき図書カード1万円分を12月末日までに書留で郵送します。

### 《 提出書類 》

- ①申請書
  - ②亡くなられた方（親）の本籍と続柄記載の住民票（除票）
  - ③見舞い品対象者（子）を含む世帯全員の本籍と続柄記載の住民票
  - ④19歳で高等学校在学中の方は在学を証明する書類
  - ⑤亡くなられた方（親）が外国籍、または亡くなられた方（親）と見舞い品対象者（子）の戸籍が異なる場合は、見舞い品対象者（子）の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ※②、③は概ね3ヶ月以内に発行された物  
※同一世帯に対象者が複数いらっしゃる場合は、まとめて申請してください。  
※世帯分離等の事情により、住民票上では親子関係が証明できない方は、事前に総務課までご連絡下さい。

### 《 申請受付期間と申請方法 》

令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

窓口受付：平日のみ・8時30分～17時15分（代理申請も可）

郵送受付：12月11日（金）必着で、郵送して下さい。

※郵送の場合は、必ず簡易書留や特定記録郵便等、記録の残るもので郵送して下さい。

社会福祉協議会の窓口か郵便書留で受け付けます。申請書は社会福祉協議会窓口のほか、下記のホームページからダウンロードすることもできます。

HP=<http://adachi.syakyo.com/>

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 福祉事業部 総務課

〒120-0011 足立区中央本町1-17-1 ☎3880-5740